

栃木県警察物品等電子調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県物品等電子調達システムを用いて行う電子調達（栃木県警察が発注する物品の購入及び賃借、製造の請負、財産の売払い並びに業務の委託（建設工事に係るものを除く。以下「栃木県警察の調達等」という。）の手續を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（以下「コンピュータ」という。）による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、栃木県財務規則（平成7年3月17日栃木県規則第12号）、条件付き一般競争入札実施要領（平成21年4月1日施行）、その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子調達システム

電子入札システム及び入札情報システム（P P I）から構成され、栃木県警察の調達等に係る入札を電子的に行うシステムの総称をいう。

(2) 電子入札システム

電子入札に参加しようとする者の利用者登録から入札参加資格確認、入札書の提出、開札及び落札者決定までの一連の事務をコンピュータと電機通信回線（インターネット等）を利用して行う電子情報処理組織（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 入札情報システム（P P I）

インターネットを利用して入札情報を公開する電子情報処理組織をいう。

(4) 紙入札

書面により入札書を提出する入札をいう。

(5) 紙参加

電子調達システムを利用しないで入札に参加することをいう。

(6) I Cカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(7) 開札予定日時

入札公告に示した開札日時及び指名通知に示した開札日時をいう。

(8) 開札日時

開札予定日時に基づき、電子入札システムにおいて実際に入札書を開札した日時をいう。

(9) 電子くじ

落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あったときに、当該入札者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する仕組みをいう。

(対象となる入札方式)

第3条 電子調達の対象となる入札は、栃木県警察（建設工事に係るものを除く。）が発注する次に掲げるものとする。ただし、緊急を要する場合等、電子調達の手続きによることが特に困難と認める場合は、この限りでない。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札

(利用者登録及び電子署名)

第4条 電子調達に参加しようとする者は、電子入札システムにより利用者の登録（以下「利用者登録」という。）を行うものとする。

- 2 警務部会計課長（以下「会計課長」という。）は、電子調達に参加しようとする者からICカードの利用者登録の申請があった場合は、その内容を審査した上で承認するものとする。
- 3 電子調達に参加する者が電子入札システムにより入札書等の提出をする場合は、あらかじめ利用者登録をしたICカードにより電子署名を付して行わなければならないものとする。

(電子調達の参加資格)

第5条 電子調達に参加できる者は、競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号。以下「告示」という。）に基づき、競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち、電子入札システムにおける利用者登録を行っている者（以下「電子調達登録者」という。）とする。

- 2 電子調達登録者の資格の有効期間は、告示に基づく登録の有効期間かつ登録したICカードの有効期間とする。

(電子調達の実施)

第6条 電子調達を行う場合は、電子入札システム及び入札情報システム（PPI）を用いて行うものとする。

- 2 電子調達の運用に関する基準については、「栃木県警察物品等電子調達運用基準」（以下「運用基準」という。）によるものとする。

(電子調達の周知等)

第7条 会計課長及び警察署長（以下「入札執行者」という。）は、電子調達を行う場合においては、次の方法により当該電子調達の内容について周知等を行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合は、入札公告を入札情報システム（P P I）に掲載する。
- (2) 指名競争入札の場合は、指名通知を電子入札システムにより行う。ただし、第13条第1項ただし書きの規定により紙参加を認められた者（以下、「紙参加者」という。）に対しては、書面により行う。

（障害時の対応）

第8条 入札執行者は、電子調達システムの障害、停電又はその他運用基準に定めるやむを得ない事情に該当すると判断する場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、入札書提出期限及び開札予定日時等を変更し、又は紙入札へ変更するなど、運用基準に定める必要な措置を講じるものとする。

（入札関連書類の掲載）

第9条 入札執行者は、入札関連書類を入札情報システム（P P I）に掲載し、次に掲げる者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。

- (1) 一般競争入札の場合は、入札に参加しようとする者
- (2) 指名競争入札の場合は、指名業者

（仕様書等の取扱い）

第10条 入札執行者は、調達しようとする物品の規格、品質又は提供を受けようとする役務の内容等に関する仕様書（図面等の参考資料を含む。以下「仕様書等」という。）を作成し、縦覧期間中、前条に定める者に閲覧させるとともに、仕様書等を容易にダウンロードできるように入札情報システム（P P I）への掲載に努めるものとする。

- 2 前条に定める者は、仕様書等について質問がある場合は、指定された期間中に電子入札システムに当該質問の内容を登録するものとする。ただし、紙参加者は、書面により提出することができるものとする。
- 3 入札執行者は、前項の規定により質問が登録された場合は、当該質問に対する回答書を作成するとともに、前条に定める者に対し電子入札システムにおいて閲覧に供さなければならない。ただし、紙参加者に対しては、別の方法により閲覧に供することができるものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第11条 入札執行者は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札参加資格確認のための書類（仕様等確認資料を含む。以下「競争参加資格確認申請書」という。）を、電子入札システムにより電子ファイルで提出するよう求めるものとする。ただし、紙参加者には、書面により提出させるものとする。

- 2 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行者が指定する日時までに競争参加資格確認申請書を提出しなければならない。
- 3 入札執行者は、競争参加資格確認申請書の提出があった場合は、内容を審査するものとする。提出させた仕様等確認資料については、必要に応じて関係所属に送付

し審査させ、その結果の報告を求めるものとする。

- 4 入札執行者は、競争参加資格確認申請書の審査結果と前項の報告を受けて、入札参加資格の有無を決定する。
- 5 入札執行者は、入札参加資格の有無を決定したときは、その結果を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出した者に通知する。ただし、紙参加者に対しては、原則として書面により通知するものとする。

(予定価格等の登録)

第12条 入札執行者は、開札時に予定価格（入札書比較金額）を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 入札執行者は、次に掲げる金額のいずれかを設定した場合は、開札時に入札書比較金額を電子入札システムに登録するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格
- (2) 最低制限価格

(入札書の提出)

第13条 入札執行者は、入札に参加しようとする者に電子入札システムにより入札書を提出させるものとし、書面による入札書の提出は認めないものとする。ただし、運用基準に定める「紙参加承諾の基準」に該当する場合には、事前に承諾をした上で書面により入札参加資格確認書類、入札書、積算内訳書、辞退届等を提出させることができる。

- 2 入札執行者は、入札書の受付開始日時及び入札書の提出期限をあらかじめ定めるものとし、これらの標準日時は運用基準によるものとする。
- 3 電子入札システムにより提出する入札書は、入札価格他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとみなすものとする。
- 4 電子入札システムにより提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(書面による入札書の提出)

第14条 入札執行者は、紙参加者に対して、あらかじめ指定した日時及び場所に書面により入札書等を郵送（書留郵便。以下同じ。）又は持参により提出させるものとする。

- 2 書面により提出する入札書等は、入札執行者があらかじめ指定した場所に到達したときに提出されたものとみなすものとする。
- 3 書面により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(積算内訳書の取扱い)

第15条 入札執行者は、入札に参加しようとする者に積算内訳書を提出させる場合は、電子入札システムにより入札書とともに電子ファイルで提出させるものとする。ただし、紙参加者にあつては、入札書とともに郵送又は持参させるものとする。

2 積算内訳書の確認は、原則として開札後に行うものとする。

(入札の辞退)

第16条 入札執行者は、第11条第4項の規定により入札参加資格があると決定された者又は指名された者が当該入札を辞退する場合には、電子入札システムにより辞退届を提出させるものとする。ただし、紙参加者には、書面により提出させるものとする。

2 入札書の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、前項の規定による辞退届の提出の有無に関わらず、その者が当該入札を辞退したものとみなすものとする。

3 提出された辞退届は、取消しを認めないものとする。

(開札)

第17条 入札執行者は、公告又は指名通知においてあらかじめ定めた日時において開札を行うものとする。

2 入札執行者は、書面により提出された入札書がある場合は、はじめにその入札書を開封して入札書記載金額及びくじ番号を電子入札システムに登録した上で、当該電子入札の開札を行うものとする。

3 入札執行者は、開札予定日時又は変更後の開札予定日時（以下「開札予定日時等」という。）に達したときは、遅滞なく開札を行うものとする。ただし、電子調達システムの障害、談合情報、その他運用基準に定めるやむを得ない事情により開札予定日時等に達したときに開札することが困難と判断した場合には、開札を遅らせることができるものとする。ただし、この場合であっても、開札日時は開札予定日時から起算して14日を過ぎることはできない。

4 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内に有効な入札がないときは、電子入札システムを使用して、再度入札を速やかに行うものとする。（総合評価落札方式で行う入札を除く。）この場合において、紙参加者については、再度、紙参加させるものとする。また、再度入札の入札書の提出期限の標準日時は運用基準によるものとする。

5 入札執行者は、電子調達において、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせることなく開札できるものとする。ただし、入札した者が開札時の立ち会いを求めた場合は、これを認めなければならない。

(入札者の失格)

第18条 入札執行者は、他者のICカードを不正に取得し、利用者登録者になりすまして入札手続きに参加した者を失格とし、当該電子調達への参加を認めないものとする。

(入札の無効)

第19条 入札執行者は、財務規則第156条第1号から第6号までの規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札書を無効とする。

この場合において、これらが無効とする旨を当該入札に参加する者にあらかじめ示さなければならない。

- (1) 前条の規定により失格となったとき。
- (2) 入札執行者の承諾を得ずに、又は指示によらずに書面による入札を行ったとき。
- (3) 開札日時において有効期限を過ぎるＩＣカードを使用したとき。
- (4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される契約に係る入札において、郵便により提出する入札書が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
- (5) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- (6) 入札執行者の承諾を得ずに、同一入札者が電子入札システムと書面による入札の両方を行ったとき。
- (7) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
- (8) 運用基準に定めるＩＣカードの不正使用等があったとき。
- (9) 入札書を提出後、指名停止処分となった場合や会社が破産した場合など入札に参加する資格の条件を満たさなくなったと認められるとき。
- (10) その他入札に関する条件に違反があったとき。

2 入札執行者は、前項第8号に定めるＩＣカードの不正使用等が入札前に判明した場合には、指名を取り消すか入札参加を認めないことができる。入札後に判明した場合には、当該入札書が無効とすることができる。落札後に判明した場合には、契約締結を行わないことができる。契約締結後に判明した場合には、納品又は業務の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

（落札者の決定）

第20条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低価格（財産の売払いの場合は最高価格。）をもって入札した者を落札者と決定する。

2 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低価格をもって入札した者を落札者と決定する。

3 入札執行者は、落札者を決定した場合は、電子入札システムにより落札者の決定の登録を行った上で、速やかに電子入札システムにより当該入札に参加した全ての者に運用基準に定める落札者の決定の通知をするものとする。ただし、紙参加した者に対しては、書面又は口頭により落札者の決定の通知をすることができる。

（落札者の決定の保留）

第21条 入札執行者は、次に掲げる場合は落札者の決定を保留し、別に定めるところにより審査等を行った上で前条第3項に定める落札者の決定の登録及び通知をするものとする。

- (1) 総合評価落札方式で行う入札において、開札後に総合評価点の算出を行う場合
- (2) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合
- (3) 栃木県公共調達等談合情報対応事務処理要領（令和3（2021）年6月3日施行）に基づき落札者の決定を保留する場合

(4) その他入札執行者が必要と認める場合

2 前項の規定により落札者の決定を保留する場合は、原則として次に掲げる事項を電子入札システムにより当該入札に参加した全ての者に通知するものとする。ただし、前項第3号の規定により落札者の決定を保留する場合は、(1)及び(2)は通知しないものとする。

(1) 最低価格入札者名

(2) 最低価格入札者の入札書記載金額

(3) 落札者の決定を保留した理由等（(1)は総合評価点の算定を行う旨、(2)は調査を行う旨）

3 前2項の場合において、紙参加者にあつては、原則として書面により通知するものとする。

(電子くじの実施)

第22条 入札執行者は、落札者となるべき者が2者以上ある場合は、原則電子くじにより落札者を決定するものとする。（総合評価落札方式で行う入札を除く。）

(電子調達システム利用上の遵守事項)

第23条 入札執行者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 入札執行者の所掌するデータ、業務上知り得た個人情報等の漏洩、改ざん及び滅失を防止するため、自らの責任においてデータ、情報等を管理すること。

(2) ICカード、PIN番号、ユーザID及びパスワードの管理並びにその使用については、「電子調達システムにおけるICカード及びユーザID等取扱要領」に定めるところにより行うこと。

(3) 電子調達システムを業務以外の目的で使用しないこと。

(4) 電子調達システムを使用後は速やかにログアウトすること。

(5) その他、電子調達システムの運用に支障を生じさせるような行為をしないこと。

(入札の中止)

第24条 入札執行者は、電子調達を中止する場合は、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、別途の方法によることができるものとする。

(入札情報等の公表)

第25条 入札情報システム等において、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 栃木県警察における入札公告及び入札結果（電子入札・紙入札）に関する事項

(2) 栃木県警察における契約結果（電子入札・紙入札）に関する事項

(3) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿に関する事項

(入札結果及び契約結果に関する事項)

第26条 前条第1号の規定により公表する入札結果の項目は次のとおりとする。

- (1) 入札執行所属名
 - (2) 調達案件名称
 - (3) 開札年月日
 - (4) 入札者及び入札金額
 - (5) 落札額又は不調随意契約額及び契約相手方
- 2 前条第2号の規定により公表する契約結果の項目は次のとおりとする。
- (1) 入札執行所属名
 - (2) 調達案件名称
 - (3) 契約年月日
 - (4) 契約金額
 - (5) 契約相手方
- 3 入札結果は、開札日の翌日までに公表し、公表を開始した日の属する年度及び翌年度末日まで公表する。
- 4 契約結果は、契約日の翌日までに公表し、公表を開始した日の属する年度及び翌年度末日まで公表する。

附 則

この要領は、令和3(2021)年4月26日から適用する。ただし、警察本部各課室で行う電子調達（物品の購入に係るものを除く。）については、令和3(2021)年10月1日から、警察署に係るものは、令和4(2022)年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3(2021)年10月22日から適用する。ただし、第3条に規定する栃木県警察における電子調達については、警察署に係るものは、令和4(2022)年10月1日から適用する。
- 2 第26条の規定は、警察本部会計課においては令和4年(2022)年4月1日から適用する。